

受付	個人質問	第	号
	令和 年 月 日	時	分

一般質問＜個人＞発言通告書

令和5年9月27日

長久手市議会議長 殿

長久手市議会議員 にしだ亮太

会議規則第59条第2項の規定により下記のとおり通告します。

	質問事項及び要旨	備考
1	<p>改正民法第233条について</p> <p>令和5年4月1日から施行されている改正民法第233条により、原則は従来通り竹木の所有者に切除を求めるべきとしているが、催促しても越境した枝が切除されない場合や、竹木の所有者やその所在を調査しても分からない場合等には、越境されている土地の所有者が竹木の枝を切除できるようになった。</p> <p>(1) 台風などの強風により住居、自動車に損害を与えかねないこの問題について市は現状を把握しているか。市の法律相談および担当課にて対応した相談件数は何件あるか。</p> <p>(2) 道路を所有する国や地方公共団体も、隣接地の竹木が道路に越境してきた場合には、改正民法第233条により枝の切除が可能となった。本市で令和5年4月1日以降この制度を基に竹木伐採を執行した例はあるか。</p> <p>(3) 市ホームページの中に改正民法第233条改正の旨の専用ページがある自治体もある。今後ポスターやチラシ、ホームページ等を活用して市民に対し改正された旨を周知する意向はあるか。</p>	
2	<p>本市の公共施設における予約管理について</p> <p>本市では、各公共施設が独自の予約方法を採用しており</p>	

	<p>統一されていない。施設によっては現地に赴かなければ予約ができないことや、夜間に予約が出来ず使いづらいとの声が挙がっている。包括的な公共施設予約管理システムを導入することにより、公共施設で活動する団体の募集やイベントのPRにも繋げられるのではないかという考えのもと質問する。</p> <ol style="list-style-type: none">(1) 包括的な公共施設予約管理システムについて市の考えを問う。(2) これまで公共施設における予約管理の一元化が進められてこなかった理由は何か。(3) 包括的な公共施設の予約管理システムの導入により考えられるメリット、デメリットは何か。	
--	---	--